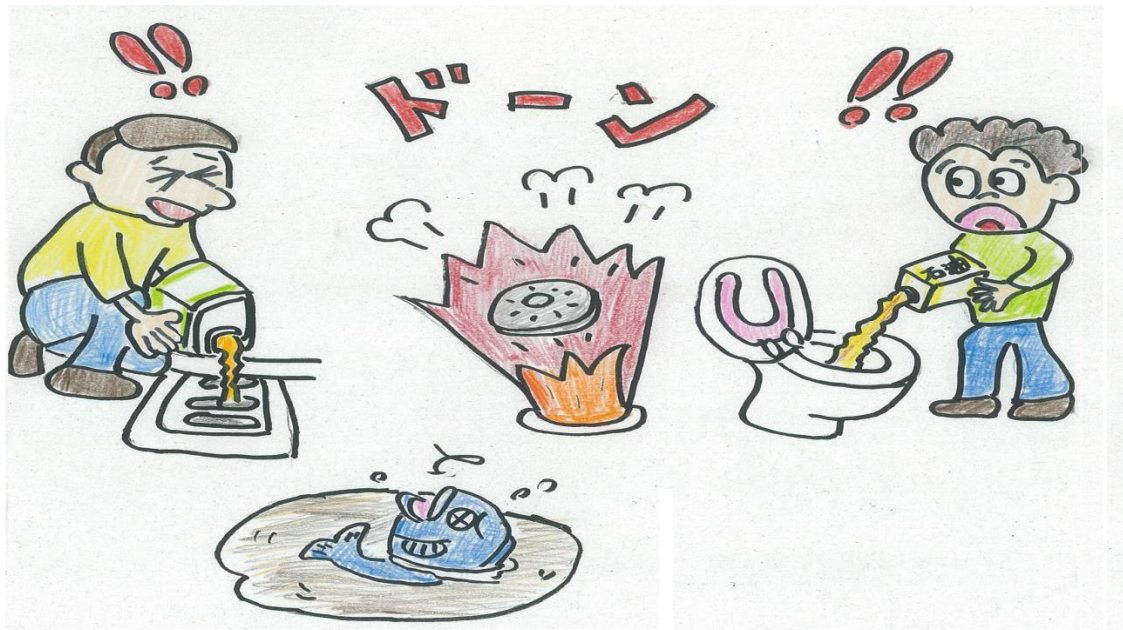


**石油類(灯油・ガソリン等)は下水に流さないでください！！**



**トイレや流し台、側溝等から下水道へ石油類を絶対に捨てないでください！**

石油類を下水道に流すと、揮発・引火し**火災などの重大な事故**を引き起こす場合があります。なお、少量であっても**近隣の住宅等の排水口から揮発した石油類の臭いが上がり、広範囲に悪臭被害を発生させ、さらには中毒を引き起こす恐れ**があります。

また、石油類が下水処理場に流入すると汚水の処理をしている**微生物が死滅し、下水処理ができなくなります。**

雨水を流すための排水溝に石油類を投棄した場合、河川を汚染させることとなり、そこに住む**生き物に悪影響を及ぼす恐れ**があります。

**復旧に係る費用負担等**

下水道の施設を損傷した場合、下水道法第 18 条に基づき、**修復費用は原因者に負担**していただく場合があります。また、河川に石油類が流れ出てしまった場合は、河川法第 67 条に基づき、**清掃費用の負担**を命じられる場合があります。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条に基づき、五年以下の懲役もしくは一千万円以下の**罰金**が科せられる場合があります。

**不用な石油類は必ず販売店や専門業者に引き取ってもらってください。**

(お問い合わせ先) 宗像市下水道課 電話 36-4136 FAX36-4230